

申請にあたっての注意事項

【代理提出について】

■申請書は、申請者に代わって代理の方が提出できます。ただし、パスポートの受け取りは、年齢に関係なく必ず本人がお越しください。代理の方にはお渡しできません。

■代理提出をする場合は、予め申請者（本人）が記入した申請書と添付書類、申請者（本人）の本人確認書類の原本を代理の方がお持ちください。なお、代理の方の本人確認書類も必要です。

■次に該当する方は、代理の方による申請書の提出はできません。

- ・有効なパスポートを紛失・焼失・損傷した方
- ・過去にパスポートを申請して受け取らなかった方
- ・一時帰国者
- ・新潟県外に住民登録がある方で、就学、長期出張、単身赴任などにより継続して新潟市に住んでいる方（居所申請）

【未成年者（申請日に18歳未満の方）の申請について】

■5年旅券のみの申請となります。

■申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者または後見人の署名が必要です。

■親権者等が遠隔地に在住の場合は、親権者等の署名がある「同意書」の提出でも差し支えありません。同意書は新潟市ホームページからダウンロードできます。

【居所（住民登録地以外）の申請について】

■次に該当する方は住民登録が新潟市以外であっても新潟市で申請できる場合があります。旅券窓口にお問い合わせください。居所申請の場合は、代理提出はできません。

- ・一時帰国者・船員
- ・新潟県外に住民登録がある方で就学、長期出張、単身赴任などにより継続して新潟市に住んでいる方

【パスポートの受取について】

■パスポートはパスポートの写真が本人であることを確認してお渡しますので、年齢に関係なく必ず本人がお越しください。代理の方にはお渡しできません。

■パスポートの受取には、申請時にお渡しする一般旅券受領証と切替申請された方は前回取得したパスポートをお持ちください。

■申請日から6ヶ月以内に必ずお受け取りください。お受け取りをされない場合、そのパスポートは失効となり、失効後5年内に新たな申請をする際手数料が通常より6,000円高くなります。

■受取の際に国手数料は収入印紙、新潟県手数料はキャッシュレス決済でお納めください。（収入印紙は、同フロアの証明写真のテナントで購入できます。）

《旅券発給手数料（新規・切替）》

区分	手数料	内訳	
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年旅券	12歳以上	11,000円	9,000円
	12歳未満	6,000円	4,000円

*「年齢計算に関する法律」により、年齢は誕生日の前日に加算されます。12歳未満の手数料は12歳の誕生日の前々日までに申請のあった方に適用されます。

【その他】

■申請書の「刑罰等関係」欄に該当する方は、県パスポートセンターでの申請となりますので、県パスポートセンター（電話 025-290-6670）へお問い合わせください。

■「査証欄増補申請」は令和5年3月27日に制度が廃止されましたのでご注意ください。

■有効なパスポートをお持ちの方で、氏名または本籍地の都道府県名に変更がある場合やパスポートの査証欄の余白がなくなった場合（見開き3ページ以下）は、5年あるいは10年の新たなパスポートの申請ができるほか、現在お持ちのパスポートと有効期間満了日が同一の新たなパスポートの申請をすることができます。（残存有効期間同一旅券）

■マイナンバーカードを取得済で、署名用電子証明書を設定されている方は、パスポートの申請手続きが一部オンラインでできるようになりました。
・パスポートの有効期間が1年未満かつ記載事項に変更がない方の切替申請の場合
・査証欄の余白がなくなった場合（見開き3ページ以下）

【旅券窓口と受付時間】

【受付時間】

午前10時～午後6時30分（受取は午後7時まで）

土曜日、日曜日、祝日も受け付けています。

※12月29日・30日、1月3日は申請ができません。

パスポートの交付のみ行います。

休業日 12月31日、1月1日・2日

【申請から受取までの日数】

新潟市パスポートセンター 8日

（祝日、振替休日、年末年始（12/29～1/3）を除く。）

※休みが続く場合は受取るまで日数がかかることがありますのでご注意ください。

【旅券窓口】

新潟市パスポートセンター 電話 025-226-7744

FAX 025-226-7740

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地
NEXT21 2階

ホームページ 検索サイトからの検索が便利です。

新潟市パスポートセンター

検索

【駐車場（パスポートの申請、受取でご利用の方）】

新潟市西堀地下駐車場…1時間無料

※NEXT21駐車場をご利用の場合、無料対応はありません。

※車椅子用駐車場をご希望の方はお問い合わせください。



旅券（パスポート）申請のご案内

2024.9.1
新潟市

この案内は、日本国籍を有し、新潟市に住民登録のある方が、次の申請手続きをするための案内です。

- ①初めてパスポートを取得する場合
- ②有効期限が切れて、新たにパスポートを取得する場合
- ③有効期間が1年未満になり、新しいパスポートに切り替える場合
- ④氏名または本籍地の都道府県名に変更があり、新しいパスポートに切り替える場合
- ⑤査証欄の余白がなくなり、新しいパスポートに切り替える場合

※有効なパスポートを紛失、焼失、損傷した場合は、旅券窓口にお問い合わせください。



新潟市パスポートセンターHP

【申請に必要な書類】※不足や不備があった場合は受付ができませんので、ご注意ください。

1. 一般旅券発給申請書	1通	・有効期間が10年用と5年用の2種類あります。 ・申請時に18歳未満の方は、5年用のみ申請できます。
2. 戸籍全部事項証明書	1通	・有効なパスポートを切り替える場合で、氏名または本籍地の都道府県名に変更がない場合は省略できます。 ・本籍が「新潟市にある方」は、パスポートセンターで戸籍謄本を請求できます。（1通450円） ・本籍が「新潟市以外の方」は、本籍地の市区町村へ請求してお持ちください。 ・同一戸籍内の方が同時に申請する場合は、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通で申請できます。
3. 写真	1枚	・左図の規格に適合し、ふちなし、無背景、正面向き、無帽で目元や輪郭を隠していないもの。 ・顔の寸法は頭頂からあごまで34mm±2mm（頭髪のボリュームが大きい方は窓口にご相談ください。） ・同フロアにある証明写真のテナントで撮影することもできます。 （パスポート用写真としてふさわしくないもの） ・画質が粗く不鮮明なもの。変色、汚れ、傷、線、画像加工があるもの。 ・左右反転したもの。 ・照明が眼鏡に反射したもの、眼鏡のフレームや髪が目にかかっているなど。 ・目元がはっきりしないもの。カラーコンタクト、瞳のチークを広げるコンタクト着用のもの。 ・フラッシュ等により瞳が赤く写ったり、反射で瞳の形がわからないもの。 ・幅広いヘアバンド等で頭部を覆っているもの。 ・背景に壁の柄やイスの背もたれ、影などが写っているもの。背景の色がグラデーションのもの。 ・頭髪や衣服と背景が同じ色で区別がつかないもの。 ・極端に笑っているなど平常時と著しく表情が異なるもの。 ・頭髪やアクセサリーで顔の輪郭や耳が隠れるもの。影があって人物が特定しづらいもの。 ・デジタル写真の場合、写真専用用紙を使用していないもの、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ模様）、インクのじみが認められるもの。
4. 本人確認書類		※写真是そのままパスポートに転写されます。出入国審査で旅券の顔画像と所持人の顔を電子機器で照合する場合がありますので、照合の妨げとならないよう国際規格に適合した写真をお持ちください。詳しい写真の規格は外務省ホームページの「パスポート申請用写真の規格」を参照
5. 前回取得したパスポート		①次のものから1つ提示してください。 マイナンバーカード、日本国旅券（現に有効なもの、または失効後6か月以内のもの）、運転免許証、官公庁等の身分証明書（写真付）、身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降の交付のもの）など
6. その他		②①を提示できない場合は、次のものから（イ+イ）または（イ+ロ）の組み合わせで2つを提示または提出してください、（ロ+ロ）の組み合わせはできません。 イの確認書類 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金証書（手帳）、厚生年金保険証書（手帳）、共済年金証書、印鑑登録証明書と登録印、基礎年金番号通知書など ロの確認書類 当該学年の学生証（写真付、ただし、中学生の生徒手帳は写真なしでも可）、会社の身分証明書（写真付）、公の機関が発行した資格証明書（写真付）、失効旅券（本人が確認できるもの）、母子健康手帳（小学生以下の場合）、各医療費受給者証など

